

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 計量器の定期検査を実施する件 五〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五二
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五二
- 保安林の指定をする予定である旨 五二

公 告

- 通知があった件二件 五二
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 五二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 五二
- 福島県警察本部 五二
- 一般競争入札を行う件 五三
- 落札者を決定した件 五三

告 示

福島県告示第五百五十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年九月四日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査
福島県知事 佐藤雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡川内村	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおも	一〇月五日 午後一時二〇分から 午後三時二〇分まで	川内村コミュニティセンター
同 郡檜葉町		一〇月六日 午前九時三〇分から	檜葉町コミュニティセンター

同 郡富岡町	午前十一時三〇分まで	富岡町役場
同 郡広野町	一〇月七日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	広野町公民館
同 郡双葉町	一〇月一三日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	双葉町公民館
同 郡大熊町	一〇月一四日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	大熊町第二体育館
同 郡浪江町	一〇月一五日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	サンシャイン浪江
同 郡葛尾村	一〇月一六日 午前一〇時から 午前一一時まで	浪江町つしま活性化センター
右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月二日から二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年九月四日から同年十月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
南相馬ジャスマール 福島県南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西会津町土地改良区から平成二十一年八月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

平成二十一年九月四日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

福島県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年九月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡南会津町大桃字後山一一〇四から一一〇六まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
1 立木の伐採の方法
（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。
字後山一一〇五、一一〇六
（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（治山対策課）

福島県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年九月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南相馬市原町区馬場字赤根三の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
1 立木の伐採の方法
（一） 主伐に係る伐採種は、定めない。
（二） 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （三） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第五百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
平成二十一年九月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
勝膳向

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標
柱十二号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市平上神谷

字中 六番 一号
字宮ノ上 十二番 二号
三十七番 三号及び四号
八十一番 五号
六十六番 六号
四十番 七号
八十五番 八号
四十八番 九号
二十九番 十号
三十二番一 十一号
三十三番 十二号

(砂防課)

公 告

公告第四百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非
営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年九月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日
平成二十一年八月十日

二 名称
特定非営利活動法人子育て支援グループこころ

三 代表者の氏名

(治山対策課)

氏家 瑞江

四 主たる事務所の所在地
福島県二本松市馬場平五十五番地の三

五 定款に記載された目的
この法人は、全ての子供とその保護者に対して、子供が幸せに健やかに成長する為
に必要と思われる事業を行い、広く社会に貢献することを目的とする。
(文化振興課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第41号

子ども安全安心パトロール業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1
項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246
条第1項の規定により公告する。
平成21年9月4日

福島県警察本部長 久保潤二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 子ども安全安心パトロール業務（県北地区） 一式

イ 子ども安全安心パトロール業務（県南地区） 一式

ウ 子ども安全安心パトロール業務（会津地区） 一式

エ 子ども安全安心パトロール業務（浜通り地区） 一式

(2) 委託業務の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成21年11月4日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必
要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名
停止を受けていない者であること。

(3) 福島県内に事業所を有する者であること。

(4) 入札説明書に定める会計関係帳簿及び労働関係帳簿を整備している者であること。

(5) この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及
び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年9月18日（金）午後

5時まで次に次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年9月11日(金) 午前10時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 1の(1)のアに掲げるもの 平成21年10月2日(金) 午前10時 (2)に掲げる場所に同じ。
イ 1の(1)のイに掲げるもの 平成21年10月2日(金) 午前10時30分 (2)に掲げる場所に同じ。
ウ 1の(1)のウに掲げるもの 平成21年10月2日(金) 午前11時 (2)に掲げる場所に同じ。
エ 1の(1)のエに掲げるもの 平成21年10月2日(金) 午前11時30分 (2)に掲げる場所に同じ。

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会計課)

福島県警察本部公告第42号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける免許端末機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
平成21年9月4日

福島県警察本部長 久保潤二

1 落札に係る借入物品の名称及び数量

免許端末機器 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日 平成21年8月19日

4 落札者の氏名及び住所 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号

5 落札金額 84,798,000円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日 平成21年7月3日

(会計課)

10

11

12

13

14

15

16

17

